

電気設備工事仕様書													
I 工事概要													
1. 工事場所													
2. 地域地区	()												
3. 敷地面積	m ²												
4. 建物用途													
5. 棟別概要													
No.	建物名称	建築種別	構造	階数	消防法の区分	建築面積(m ²)	延面積(m ²)						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
合計													
6. 工事種目(○印を付したもののが該当)													
	1	2	3	4	5	6	7						
受変電設備													
電力貯蔵設備													
発電設備													
電灯コンセント設備													
動力設備													
構内情報通信網設備													
構内交換設備													
情報表示装置													
映像・音響設備													
拡声設備													
誘導支援装置													
テレビ共同受信設備													
テレビ電波障害調査													
防災設備													
防犯設備													
中央監視制御設備													
雷保護設備													
屋外設備													
建築工事													
機械設備工事													
図面番号	工事名				図面種別	縮尺	設計・年月			担当者			
()					仕様書1	NOSCALE				設計者			

II 工事仕様

1. 共通事項
 (1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁常総部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)平成31年版」(以下「標準図」という)による。
 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記事項
 (1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。
 (2) 特記事項は、○印を適用する。
 ○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。
 ○印と④印のある場合はともに適用する。

章 項 目 特 記 事 項

6 電気工事士 最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

7 現場事務所 * 設置できる
 (・敷地内 ・敷地外(設置可能場所:))

8 工事用電力、水 構内既存の施設
 工事用水 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない
 工事用電力 ・ 利用できる(有償) ・ 利用できない

9 発生材の処理 * 引き渡しを要するもの
 ()

* 現場において再利用を図るもの
 ()

産業廃棄物の処理及び再資源化を図るものには下記による。

項目	品目	搬出場所	距離(Km) (有・無)	DID 区間	処分費 (有・無)	備考 (再資源化の有無等)
特定建設資材	・コンクリート塊					有
	・アスファルト塊					有
	・コンクリート及び鉄から成る建設資材					有
	・木材					有
特別管理産業廃棄物	・PCB使用機器					
	・アスベスト含有設備資機材					
	・蛍光管等					
	・					
その他	・金属くず					
	・塵プラ					
	・ガラスくず					
	・					

3 環境への配慮

本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)」に定める特定調達品目の分野「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準を満たすものとする。

4 契約種別等

・業務用電力 変圧器容量 電灯 KVA
 動力 KVA
 計 KVA

・低圧電力

・従量電灯A 従量電灯B 定額電灯

5 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気工作物の保安の業務を行ふものとする。

10 交通安全管理

以下のとおり、交通の誘導に係る業務に従事する者を配置すること。
 配置する位置は別に図示する。

名 称	人・日数	交通安全管理の必要な作業等
交通誘導員A		
交通誘導員B		
交通整理員		

(注) 交通誘導員A、Bは警備業法に定める警備員とし、
 交通整理員については資格を問わない。
 取り扱いは平成19年4月26日付抜第26号による

11 工事写真 下記のものを提出する。
 仕様は、島根県建築工事写真取扱要領による。

区分	分類	サイズ(mm)	提出部数
工事中写真	* カラー	* 80×120程度	部
完成写真	* カラー	外部全景 * 120×170程度 その他 * 80×120程度	部
電子データ(CD-R等)	デジタルカメラを使用した場合は、工事中写真及び(CD-R等)	完成写真的データを記録したCD-R等を提出する。	1部

(注) フィルムカメラを使用する場合は監督職員と協議する。

12 完成図 下記のものを、竣工後15日以内に提出する。
 仕様は、島根県建築工事完成図取扱要領による。

品名・仕様	提出部数
複写図 * 竣工図 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	部
* 施工図 (構造躯体図、設備の配管配線図、監督職員が指示する図面) 製本サイズ(* A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(* レザック表紙(ラミネート仕上))	部
* 電子データ(PDFデータ、CADデータ、施工図)(CD-R等)	1部

製本の取りまとめについては監督職員の指示による。
 設計に関するCADデータを貸与するが、著作権者は、島根県にある。なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。
 * 竣工図と施工図を1冊にまとめる。

13 保全に関する資料

書類名	提出部数
建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による)	* 1部
機器取扱い説明書 官公署届出書類一覧 主要機器製造者一覧 その他監督職員が指⽰するもの	部
建築物等の利用に関する説明書(電子データ共(CD-R等))	* 1部

14 提出書類

竣工検査までに下記のものを1部提出する。

- ・絶縁抵抗測定結果
- ・接地抵抗測定結果
- ・機器試験成績表
- ・テレビ端子出力レベル測定結果
- ・LANケーブル伝送品質測定結果
- ・一般用照明照度測定結果(各室について3力所程度)
 測定高さ(事務室FL+800、廊下等FL+0)とする
- ・非常用照明照度測定結果(各室について2力所程度)
 測定高さは床面とする

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																	
15	耐震措置	<p>設備機器の固定は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針(独立法人建築研究所監修)2014年版」による。</p> <p>1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器重量 [kN] に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <p>設計用標準水平震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般的施設</th></tr> <tr> <th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td></td><td>水槽類(オイルタンク)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>中間階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td></td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td></td><td>水槽類(オイルタンク)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td>地階及び1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr> <tr> <td></td><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> <tr> <td></td><td>水槽類(オイルタンク)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階</p> <p>重要機器は次のものを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 配電盤 自家発電装置 交換機 直流電源装置 UPS装置 火災報知受信機 中央監視制御装置 通信総合盤 <p>一般機器は重要機器以外で重量が1kNを超えるものを示す。 なお、1kN以下の機器の取付は上記によるほか、機器製造者指定の方法により行う。</p> <p>2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。</p>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般的施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類(オイルタンク)	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6	地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6	19	位置ボックス	・鋼製	・樹脂製 鋼製ボックスを使用する場合は、ボックスに接地を施すこと。 防火隔壁等に埋込み場合は、鋼製とする。	29	予備配管	壁内に埋込みとなる分電盤、端子盤等には予備配管として、E25×2又はPFC2×2を設置する。 天井スラブの場合 天井又は梁下20cmまで立上げ、ボックス止めとする 二重天井の場合 配管を天井内まで立上げる	41	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書に関わる当該建物における使用権は発注者に委託するものとする。
設置場所	機器種別	特定の施設			一般的施設																																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																							
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																							
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																							
	水槽類(オイルタンク)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																							
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																							
	水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																							
地階及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																							
	水槽類(オイルタンク)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																							
16	耐震施工	<p>横引き配管等は、地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう標準図によるSA種、A種又はB種耐震支持を行なう。ただし、次の場合を除く。</p> <p>呼び径が82mm以下の単独配管、幅400mm未満のケーブルラック周長800mm以下の金属ダクト、幅400mm以下の集合配管 吊り材の長さが平均0.2m以下の配管配線等</p>	20	フラッシュプレート	・金属製 (適用範囲: ・合成樹脂製 (適用範囲:))	30	支持金物等	屋外及び湿気の多い場所で使用する支持金物は下記による。 ただし、支柱金物は除く。 ・ステンレス製(SUS304) ・溶融亜鉛メッキ(2種35) ・	42	事前調査等	大気汚染防止法第18条の17の規定等に基づき、受注者は事前調査を実施し、発注者へ書面による説明及び調査結果の掲示を行うこと。																																																																	
17	あと施工アンカー	<p>試験方法は引張試験機による引張試験とする。 確認強度は対象機器ごとのあと施工アンカー1本に作用する引抜き力以上とする。 試験箇所数は、特定の施設かつ重要な機器の場合は全数とし、その他の機器は1つの機器に対し1本以上とし、監督職員の指示による。 また、試験箇所は監督職員の指示による。</p>	21	カバープレート	用途を表示したシール等を貼付すること。	31	電線類	1) EM電線類で規格等記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 2) 通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じるものとする。	43	施工調査	1) 本工事の施工計画に先立ち事前調査を行う。 2) 事前調査後速やかに調査結果をまとめ監督職員に報告書を提出する。 3) 調査結果を考慮し施工計画書、施工図を作成する。																																																																	
18	他工事との取合	<p>梁・壁・床貫通部の補強及びスリーブ 補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 <p>スリーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 <p>照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート インサート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 <p>埋込み電盤、端子盤等の仮枠及び埋込み部分の補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 <p>天井埋込み器具の天井切込加工(下地を含む)及び補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 <p>二重床の配線器具取付箇所の切込み及び補強</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 <p>シャッター等の2次側配線配管工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・別途工事 	22	接地極	接地極は下記による。(EBはL=1,500mmとする)	32	足場	本工事で設置する。 ・内部足場(種) ・外部足場(種)	44	木製安全施設製品 (県産木材製品)	・工事用標示板 (表示板1,400mm×1,100mm用) * 工事用看板 (表示板1,400mm×500mm用) * 工事用バリケード																																																																	
			23	分電盤・端子盤	・標準仕様書による ・製造者標準とする	33	土工事 建設発生土の処分	1) 埋戻しの種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・(材料: 工法: 2) 建設発生土の処理 現場説明書による 3) 山留め 工法等(残置するする*しない 鋼矢板等の抜き跡の処理工法*砂を充てんする)	21	電気方式	・高圧 三相3線式 6.6kV ・低圧 三相3線式 200V ・低圧 単相3線式 200V/100V ・低圧 単相2線式 100V																																																																	
			24	鋼製電線管	図示なきは、ねじなし電線管とする。	34	はつり工事等	1) 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドコアによる。 2) はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則として探査方法は走査式埋設物調査(電磁誘導法または電磁波レーダ法)とする。	2受変電設備	2高压負荷開閉器	引込柱取付け、閉鎖型、過電流蓄勢トリップ形、モールドコーンブッシング付 ・気中 ・真空 ・耐塩形(・亜鉛メッキ・ステンレス) ・地絡絶電器付 ・方向性地絡絶電器付 ・VTA内蔵 ・LA内蔵																																																																	
			25	露出配管の塗装	居室、廊下、外壁面で露出となる鋼製電線管(位置ボックスを含む)及び支持金物には塗装を施す。	35	補修	1) 工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は既存にならない補修する。 2) 汚染、損傷した場合は速やかに監督職員に報告する。	3キューピクル	・屋内形 ・屋外形 ・鋼板製 ・ステンレス製(SUS304)(着色) 塗装はJSIA(受配電設備のガイドライン)の基準による。																																																																		
			26	ブルボックスの塗装	ステンレス製ブルボックスの塗装 ・有(メーカー指定色又は指定色仕上) ・無(素地仕上)	36	防火区画等の貫通	配管・配線・ラック等が防火区画等を貫通する場所は図示の通りとし適切な処置を施す。	4変圧器	・油入 モールド変圧器の表面は充電部とみな注意標識を取り付ける。 モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。																																																																		
			27	結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には断熱材等を取り付ける。	37	スリープ	柱・梁には紙チューブは使用しない。	5進相コンデンサ	・低圧側 ・高圧側 ・油入 ・乾式(・モールド ・ガス ・オイルレス(一体型))																																																																		
			28	再使用機器	取外し再使用する機器は清掃及び絶縁抵抗測定の上取付ける。	38	負担金	工事負担金は、本工事とする。 ・電力負担金 円(内消費税相当額) ・テレビ共聴 円(内消費税相当額)	6直列リアクトル	・油入 ・乾式(・モールド ・オイルレス(一体型))																																																																		
						39	関連他工事	・	7引込開閉器盤 (低圧の場合)	・電柱取付形(防水) ・屋側取付形(防水) ・鋼板製 ・ステンレス製(SUS304)(着色) 塗装はJSIA(受配電設備のガイドライン)の基準による。																																																																		
						40	特定元方事業者の指名	下記の者に、労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名を行う。 ・本工事の受注者 ・関連他工事の受注者()	8キューピクル基礎 及びボルト	基礎 ・本工事 ・別途工事 ボルト ・本工事 ・別途工事																																																																		
図面番号		工事名	図面種別		縮尺	設計・年月	担当者																																																																					
()			仕様書2				設計者																																																																					

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
	9 感熱表示ラベル	導電部の接続端子近傍には不可逆性の感熱表示ラベルを貼付する。 (変圧器の2次側端子、低圧盤1次側母線)		6 原動機	() kW以上 ・ディーゼル 　・ガスエンジン 　・ガスタービン		5 光 源	光源色の図示なき場合は下記による LED ・昼白色 ・電球色		A マルチサイン設備	
	10 高調波計算書	機器承諾図提出前に高調波流出電流を計算し、監督職員に提出する。		7 連続運転時間	() 時間以上		6 コンセントブレート	・シール等により商用系、自家発系を明示すること。 ・OAタップについては回路番号を明示すること。		1 情報表示盤	・LED式(・4色・フルカラー) ・液晶式
	11 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 ヒューズ類(種別ごとに下記の数量とする) ・現用数 　・現用数の20%(1個以上) ABC10型消火器(屋外は樹脂製の箱入りとする) 主回路接続図(透明ケース入り)		8 運 転 音	機器、排気管及び排風ダクトより1mの位置での運転音 ・105dB(A) 　・85dB(A) 　・75dB(A)					B 出退表示設備	
				9 保 守 運 転	自動					1 出退表示盤	・LED式(・2モード・4モード) ・液晶式
				10 燃 料 系 統	・本工事 ・別途工事()					C 時刻表示設備	
				11 防 災 電 源	建築基準法及び消防法に係る発電装置は、関係法令に適合している旨の試験成績書等を監督職員に提出する。					1 親時計	水晶式(過差0.7秒以下)
				12 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 ABC10形消火器1本(屋外は樹脂製の箱入りとする)					2 子時計	・壁掛け 　・埋込形 　・吊下形 　・スピーカ組込 ・アナログ式 　・デジタル式
3	A 直流電源装置									3 電池時計	電池はリチウム電池とする。
電 力 貯 藏 設 備	1 用 途	・非常用照明(建築基準法) 　・受変電設備用									
	2 蓄電池	・HS型鉛蓄電池 　・MSE型鉛蓄電池 ・長寿命MSE型鉛蓄電池 ・リチウム二次電池 ・ニッケル・カドミウムアルカリ電池									
	3 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図(透明ケース入り)									
	B 交流無停電電源装置(UPS)										
	1 形 式	・UPS 　・簡易形									
	2 定格出力	() kVA									
	3 停電補償時間	() 分(定格出力運転時)									
	4 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図(透明ケース入り)但し、簡易形は除く									
4	A 非常用発電										
発電設備	1 電気方式	三相3線式 　・高圧 　・低圧									
	2 用 途	・消防設備負荷 　・建築基準法関連負荷 ・一般負荷									
	3 使用燃料	・灯油 　・軽油 　・A重油 　・ガス									
	4 形 式	・屋内形 　・屋外形 ・配電盤別置形 　・配電盤搭載形(オープン形) ・配電盤搭載形(キューピカル形)									
	5 発電機	() kVA以上									
	図面番号	工 事 名		図面種別	縮 尺	設計・年月			担 当 者		
	()			仕様書3							
									設 計 者		

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	
11	1 放送設備 拡声設備	・一般用 H形増幅器(W局) 3 形式 4 スピーカー 5 放送回路 6 接続	14	1 調査仕様 テレビ電波障害調査 2 調査機関 3 調査内容	画面に記載されていない事項は全て(一社)日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ電波障害調査要領」による。 テレビ電波障害の調査は、(一社)日本CATV技術協会による。 ・事前調査 ・中間調査 ・事後調査	16	1 工事範囲 防犯設備	・配管 ・配線 ・機器取付 2 警戒方式 3 監視カメラ	・監視カメラ ・センサー ・別途機械警備 ・旋回装置 ・モニタ装置 ・録画装置 ・伝送方式 ・デジタル同軸伝送方式 ・ネットワーク ・アナログ	19	機器取付高 その他の機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。	
	2 増幅器	H形増幅器(W局)										
	3 形式	・ラック形 ・卓上型 ・壁掛形										
	4 スピーカー	一般放送のスピーカーは画面に特記なき場合は下記による。 壁掛け形 SW1Hi-3VO 天井埋込形 SC6Hi-1(3)V3M 非常放送の場合は消防法適合品とし、形状は一般放送と同様とする。										
	5 放送回路	時報及び自動放送(体操放送等)は音量調節器を経由した回路とする。(一斉放送回路は使用しない)										
	6 接続	卓上型増幅器の場合、増幅器と外部配線(壁ボックス等)の接続は、コネクターによる。										
12	1 音声誘導装置 誘導支援装置	検出部 案内表示部 2 トイレ等呼出装置 3 インターホン種別 4 形式 5 用途	15	A 火災報知設備等 防災設備	・自動火災報知設備 ・漏電火災警報器 ・自動閉鎖装置 1 種別 2 受信機 3 副受信機 4 発信器、ベル、ランプ 5 消火ポンプ起動 6 非常警報装置 7 予備品等	・非常警報設備 ・火灾通報装置 ・P型1級 ・P型2級 ・R形 ・単独形 ・複合形()回線 ()窓 ・単独設置 ・総合盤 ・消火栓ボックスに組込 ・発信器連動 ・起動押しボタン方式 ・消火栓閉鎖レバー連動(リミットスイッチ) ・複合装置 ・一体形 ・単独設置 標準仕様書によるほか下記による 警戒区域図(透明ケースに収納)	17	雷保護設備	・突針 ・水平導体 ・メッシュ導体 ・棟上げ導体 2 引下導線システム 3 接地システム 4 保護レベル 5 大地抵抗率の測定	・引下げ導線 ・建築構造体利用 ・板状接地極 ・垂直接地極 ・放射状接地極(水平接地極) ・環状接地極 ・網状接地極 ・構造体利用接地極 ・I ・II ・III ・IV 工事着手時に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。	19	機器取付高 その他の機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。
	1 音声誘導装置	検出部 案内表示部										
	2 トイレ等呼出装置	呼出ボタンは呼出確認ができるものとし、引き紐付とする。										
	3 インターホン種別	・インターホン ・テレビインターホン										
	4 形式	親機 子機 ・壁掛け形 ・卓上形 ・点字説明付 ・確認灯付										
	5 用途	・庁内連絡 ・外部受付 ・身体障がい者用兼用										
13	1 アンテナ レビ共同受信設備	・UHF ・BS/110°CS ・CS ・FM ・標準図による ・一般品	14	C ガス漏れ警報設備	誘導標識は所轄の消防署と協議の上、取付とする。	18	A 構内線路 屋外設備	・地中配線 ・架空配線 2 埋設標 3 ハンドホール 4 地中埋設深さ	標準図(電力75)により設置する。 プロックハンドホールとする。 ・GL-600mm() ・GL-300mm()	19	機器取付高 その他の機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督職員の指示により変更することがある。	
	2 機器	分歧器、分配器及び直列ユニットは、CS、BS、UHF・FM共用型とする。										
	3 増幅器	・標準図による ・一般品(金属ケース)										
	4 アンテナマスト	・標準図による ・自立型 ・壁面取付形										
	5 アンテナ基礎及びボルト	基礎 ・本工事 ・別途工事 ボルト ・本工事 ・別途工事										
	6 受像端子	・単独 ・コンセントと同一プレート										
	7 ブラグ	・受像端子に付属させる										
図面番号		工事名	図面種別		縮尺	設計・年月			担当者	設計者		
()			仕様書4									

(注) 誘導支援設備の押しボタン(多機能トイレ)の取付高さ(300)は床に転倒した時を考慮した高さ